

浜松市規則第 36 号

浜松市消防団に関する規則の一部を改正する規則

浜松市消防団に関する規則（昭和 40 年浜松市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第 3（第 4 条関係）				別表第 3（第 4 条関係）				
1～6（略）				1～6（略）				
7 天竜支団				7 天竜支団				
方面隊の名称	分団の名称	分団の位置	管轄区域	方面隊の名称	分団の名称	分団の位置	管轄区域	
天竜方面隊	(略)			天竜方面隊	(略)			
	天竜第 4 分団	浜松市天竜区山東 2154 番地の 1	天竜区		(略) 大谷	天竜第 4 分団	浜松市天竜区山東 2154 番地の 1	天竜区 <u>只来横川</u>
	天竜第 5 分団	(略)			天竜第 5 分団	(略)		
	天竜第 6 分団	浜松市天竜区只来 1113 番地	天竜区		<u>只来横川</u>			
	天竜第 7 分団	(略)			天竜第 7 分団	(略)		
(略)				(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(あらし)

この規則は、天竜第 6 分団を天竜第 4 分団に統合するものです。